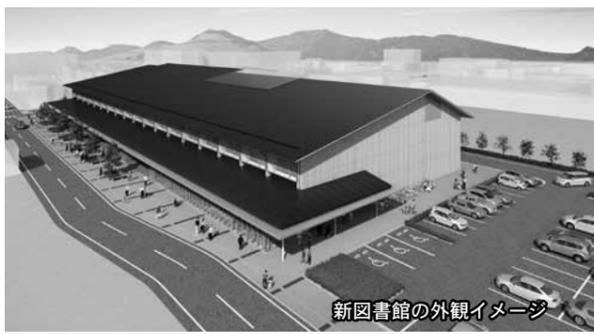


大崎市図書館等複合施設の愛称を募集します

知識と情報の拠点となり、人々の交流を深める知的・文化的施設となるような新図書館整備を進めています。多くの皆さんに親しみを持ってもらうため、平成29年度に開館を予定している大崎市図書館等複合施設の愛称を募集します。

(必着)
■応募資格
 大崎市在住の人
■応募方法
 応募用紙に、愛称とその意味などの必要事項を記入し、応募先に直接持参するか、図書館に郵送、ファクス、Eメールで応募してください。
 応募用紙は各応募先の窓口にて備え付けてあります。市



ウェブサイトででも入手できません。
■応募先
 図書館、中央公民館、松山公民館、三本木公民館、岩出山公民館、鹿島台公民館、鳴子公民館、沼部公民館
■応募作品の注意事項
 ① 施設愛称に使用するものは、漢字・ひらがな・カタカナ・英数字とする
 ② 応募は一人1点限り
 ③ 応募者自身が創作したもので未発表のもの
 ④ 他の愛称からの流用や模倣を行っていないもの
■表彰と記念品
 最優秀賞(1点) 図書カード2万円分
 優秀賞(4点) 図書カード5000円分
■問い合わせ・応募先
 大崎市図書館新図書館準備室
 古川前田町2-28
 ☎0633-220421
 FAX0633-220421
 Eメール toshokan@city.osaki.niyagi.jp

下水道を正しく使いましょう

9月10日は下水道の日です。下水道は、汚水の排除、浸水の防除、トイレの水洗化などの生活の改善だけでなく、公共用水域(河川、湖沼など)の水質を保全するためにも重要な施設です。

●薬品、アルコール、ガソリンなど
 ※雨どいなどは汚水管に絶対に接続しないでください。
■定期的な清掃
 接続ますなどは定期的な点検し、掃除してください。
 また、飲食店や油を大量に使用する事業所は、グリーストラップなどの油分分離装置の設置が義務付けられています。定期的な掃除が必要です。
 ※市が業者に依頼して、個人の排水設備の点検・清掃などをすることはありません。悪質な訪問業者などに注意してください。

■下水道の正しい使い方
 下水道管が詰まり緊急洗浄を行う事例が年に数回発生しています。下水道を利用する場合は、次のことに注意してください。

- 流してはいけないもの
- トイレトペーパー以外の水に溶けない紙類
- 野菜くず(梅干しの種など)
- 髪の毛(ビニール製のもの、布類など)

市が浄化槽を設置・管理する整備事業を利用しませんか

公共下水道の事業認可区域と農業集落排水事業の採択区域を除いた区域で、市が浄化槽を設置し、浄化槽の維持管理を行う「浄化槽市町村整備事業」を行っています。利用者は、設置費用の一部(分担金)と維持管理費用(使用料)の負担が必要です。

10月1日から子ども医療費助成の対象年齢を拡大します

子ども医療費助成の対象年齢を拡大し、通院費用の助成対象を中学校卒業までとします。

口で保険診療分の医療費を負担することなく受診することができます。
 なお、助成には所得制限があります。保護者の所得が基準額を超えた場合は助成を受けられません。詳しい内容は、子育て支援課にお問い合わせください。

止通知書を持っている人
 自動的に更新します。新たな申請手続きの必要はありません。
 新しい子ども医療費助成受給者証は、9月中旬に発送します。

子ども医療費助成とは
 市内に住んでいて、国民健康保険や各種社会保険などに加入している子どもを対象として、医療費の一部負担金を助成する制度です。
 登録時に交付する受給者証を医療機関に提示すると、窓

対象年齢拡大に関する手続き
■子ども医療費助成受給者証か子ども医療費助成支給停止

■子ども医療費助成に登録していない人
 申請手続きが必要です。申請日から助成対象となりますので、早めの申請をおすすめします。

子ども医療費助成の対象範囲

■小学生以下の子ども

	現行 (9月30日まで)	改正後 (10月1日以降)
助成対象	通院・入院	通院・入院 (変更なし)
受給者証の色	ピンク色	ピンク色 (変更なし)

■中学生

	現行 (9月30日まで)	改正後 (10月1日以降)
助成対象	入院	通院・入院 (通院も助成対象に追加)
受給者証の色	緑色	ピンク色 (小学生以下と同じ色に変更)

子ども医療費助成未登録の中学生に案内を送付します

中学生で未登録の人には9月上旬に案内通知を送付します。申請に必要なものを通知で確認し、手続きを行ってください。

■案内通知の対象者

大崎市に居住していて、子ども医療費助成未登録の中学生(平成13年4月2日から平成16年4月1日までに生まれた人)

■申請場所

子育て支援課(市役所西庁舎2階)か各総合支所市民福祉課地域福祉担当

就学時健康診断を実施します

来年少学校に入学する児童は、必ず受診してください。

■内容
 内科、歯科、耳鼻科、眼科の各診察など

■受付時間
 会場により異なります。送付する通知書で確認してください。
■対象
 平成22年4月2日〜平成23年4月1日生まれの児童

■持参するもの
 就学時健康診断票、母子健康手帳

対象地域 (就学予定校)	実施日	会場
古川第一・志田・西古川・東大崎・高倉	10月19日(水)	古川総合体育館
古川第二・富永	10月28日(金)	古川総合体育館
古川第三・敷玉	10月21日(金)	古川総合体育館
古川第四・長岡・宮沢・清滝	10月4日(火)	古川総合体育館
古川第五	10月25日(火)	古川総合体育館
松山・下伊場野	11月15日(火)	松山保健福祉センター(さんさん館)
三本木	10月7日(金)	三本木公民館(館山ホール)
鹿島台	10月14日(金)	鹿島台瑞・華・翠交流施設(鎌田記念ホール)
岩出山・西大崎・上野目・池月・真山	11月22日(火)	岩出山公民館(スコールハウス)
鳴子・川渡・鬼首	10月18日(火)	鳴子保健・医療・福祉総合センター
田尻・沼部・大貫	10月18日(火)	田尻総合体育館